



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2016年版不公正貿易報告書及び 経済産業省の取組方針について (平成28年6月8日公表)

平成28年6月

通商政策局

通商機構部国際経済紛争対策室

「不公正貿易報告書」を活用した通商紛争解決の取組

不公正貿易報告書

- 外国政府の貿易措置について、専門家(産業構造審議会不公正貿易政策・措置調査小委員会、委員長:浦田秀次郎・早稲田大学教授)が、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を指摘。
- 1992年以来、毎年公表。2016年版で25回目。
- 米国(外国貿易障壁報告書)、EU(貿易・投資障壁報告書)も、同様の報告書を定期的に公表。

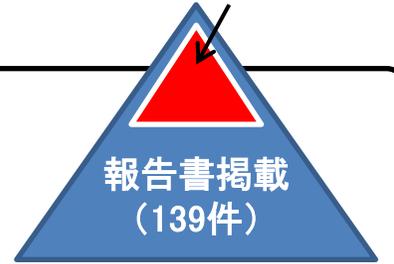


経済産業省の取組方針

- 「不公正貿易報告書」が問題点を指摘した貿易措置のうち、その是正に向け優先的に取り組む案件を選定。あわせて、当該案件に関する取組状況及び成果を公表。
- これにより、産業界・同一関心を有する外国政府との連携も促進。

取組方針掲載案件

報告書掲載
(139件)



経済産業省の取組

- ・ 外国政府の貿易措置の国際ルール整合性の調査
- ・ 対処方針の立案
- ・ 二国間での是正申入れ
- ・ 多国間の場合での問題提起
- ・ WTO等の紛争解決手続の活用

官民一体の取組を推進

情報提供・要望

結果報告・成果普及

外国政府

無用な貿易摩擦の回避

措置の問題点を
指摘・公表

同じ問題意識を有する
各国とも連携

産業界

2016年版不公正貿易報告書の概要

- 18か国・地域を対象として、**合計139の措置**の国際ルール上の問題点を指摘。
- 今年の新規案件7件は、全て新興国のもの。過剰供給問題を受けて、セーフガード措置などが増えている。

中国	アクリル繊維に対するAD措置
	サイバーセキュリティ法案
インドネシア	4G/LTE端末等へのローカルコンテンツ要求
ベトナム	セーフガード措置(鉄鋼半製品、棒鋼等)
インド	セーフガード措置(熱延鋼板)
韓国	空気圧バルブに対するAD措置
チュニジア	タイヤ輸入規制

- 以下の特集記事を新規掲載。

➤ **WTO紛争解決手続における履行確保の実態・原因分析**

紛争解決機関の措置是正勧告の履行率の高さに注目し背景・要因を検討。

➤ **アンチダンピング調査における産品間の競争・代替関係の考慮**

—WTO紛争解決手続を通じた損害分析の規律強化—

上級委員会が日本の主張を全面的に認めた先例を紹介し、AD調査の規律強化に関する我が国の取組を解説。

➤ **補助金規律と新興国の産業支援措置**

新興国政府による重点産業への産業支援措置が、過剰設備問題の一因となっているとの認識から、関係する補助金協定の規定や判例を分析・検討。

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針(主な進捗状況)

2015年版取組方針

(1) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  中国: 銀行業IT機器セキュリティ規制の是正
-  インドネシア: 鋳物資源輸出制限措置の是正
-  ブラジル: 工業品税の内外差別的な制度・運用の是正

(2) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  中国: 日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正
-  ウクライナ: 乗用車に対するセーフガード措置の是正

(3) WTO勧告の早期履行を求めていくもの

-  中国: 原材料(レアアース等)輸出規制措置の是正
-  アルゼンチン: 幅広い品目に対する輸入制限措置の是正
-  米国: ゼロイングの確実な廃止

など

2016年版取組方針

(1) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

-  インド: セーフガード措置(熱延鋼板)の是正(新)
-  中国: 銀行業IT機器セキュリティ規制の是正
-  インドネシア: 鋳物資源輸出制限措置の是正

(2) WTO紛争解決手続を開始したもの

-  韓国: 空気圧バルブに対するAD課税措置の是正(新)
-  ブラジル: 工業品税の内外差別的な制度・運用の是正

(3) WTO勧告の早期履行を求めていくもの

-  中国: 日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正
-  アルゼンチン: 幅広い品目に対する輸入制限措置の是正
-  米国: ゼロイングの確実な廃止

など

→ 本件は、履行がなされ解決

2015年の取組方針掲載案件のうち、以下の案件は下記の成果があった。

中国：日本製高性能ステンレス継目無鋼管へのAD措置

成果ポイント

2015年10月、我が国の主張を全面的に認め、中国の措置のWTO協定違反を認める上級委報告書が公表。今後、中国に対し速やかな措置の是正を求めていく。

措置の概要

- ◆ 2012年11月8日、中国商務部は、日本及びEU製の高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチダンピング(AD)調査について、AD課税を行う最終決定を公告(今後、5年間AD税を賦課)。
- ◆ 本件AD措置は、日本の輸出製品のほとんど全ては、石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼で、中国内にほとんど競合品は存在せず、中国産業への損害はないにもかかわらず損害を認定するなど**損害・因果関係の認定に誤りがあるほか、情報開示が不十分など調査手続に瑕疵があるため、WTO・AD協定に違反。**

上級委の判断

■ 損害及び因果関係について

- ・ダンピング輸出による中国国内産業への損害・因果関係の認定に際し、日本からの輸出品と国内産品とでは性能・グレード・用途に違いがあるにもかかわらず、そうした差異を適切に考慮していない点等でAD協定3.5条に整合しないとのパネルの判断を支持。
- ・ダンピング輸出によって生じる中国の国内価格への影響(AD協定3.2条)、中国国内産業の状態への影響(同3.4条)の検討に際しても、上記性能・グレード・用途の差異を考慮する必要があるところ、中国はこれらの検討を怠った点でAD協定3.2条及び3.4条に違反。

■ 手続面について

- ・本件措置は、秘密情報の取扱いに不備があり、アンチダンピング協定に整合しないとのパネルの判断を支持(中国の上訴を排斥)。

経緯

- 2011年 9月 8日：中国商務部がAD調査開始を公告。
- 2012年11月 8日：商務部が最終決定を公告。
12月20日：日本政府から中国政府に対し、WTO二国間協議の実施を要請。
- 2013年 1月31日～2月1日：二国間協議を実施(東京)(EUは、第三国参加)。
4月11日：日本はWTOに対しパネル設置を要請。5月パネル設置。
8月16日：EUがパネル設置要請し、同月パネル設置。その後、日本の手続と統合された。
- 2015年 2月13日：損害・因果関係認定(AD協定3.5条)や手続に関し、中国の違反を認めるパネル報告書が加盟国へ配布。
- 2015年 5月20日：日本は、損害・因果関係認定に関するパネルの判断の確認を求めるとともに、同様の論点について中国による追加的な違反(AD協定3.2条及び3.4条)の認定を求め、上訴。中国も、協定違反とされた点について上訴。
- 2015年 10月14日：日本の主張を全面的に認める上級委報告書が加盟国配布。

2015年の取組方針掲載案件のうち、以下の案件は下記の成果があった。

ウクライナ:自動車セーフガード(SG)

成果ポイント

2015年6月、日本側の主張を認める内容のパネル報告書が公表。同年9月、ウクライナがセーフガード措置を撤廃。

措置の概要

- ◆ 2011年7月、ウクライナ政府が乗用車に対するSG調査を開始。2012年4月、ウクライナ政府が調査結果報告書を提示(追加税率は、排気量1000cc超-1500cc以下:6.46%、排気量1500cc超-2200cc以下:15.1%)し、ウクライナ貿易委員会がSG措置発動を決定。
- ◆ 2013年3月、措置発動を公告。公告日(3月14日)から30日後に発効(3年間有効)。追加税率は、排気量1000-1500cc:6.46%、排気量1500-2200cc:12.95%となり、日本からの輸出分だけで年間約19.4億円の追加関税が賦課されることが見込まれた。同年4月14日、措置発動。

パネル報告書の概要

■ SG措置の発動要件について

- ✓ ウクライナは、「事情の予見されなかった発展」及び「GATT上の義務の効果」に対し適切な決定を行わなかったことから、GATT第19条1項(a)に整合的でない。
- ✓ ウクライナの措置は、(1)「輸入の増加」に対する適切な決定がなされておらず、(2)国内産業に対する「重大な損害のおそれ」について適切な決定がなされていないことに加えて、(3)輸入増加と国内産業に対する重大な損害との間の因果関係の立証や適切な不帰責要因分析を実施していないため、SG協定に整合的でない。

■ 手続面について

本件措置は、手続面でも、公表義務、通報義務及び事前協議の提供などに不備があり、SG協定に整合しない。

経緯

- 2011年10月、2012年4月 WTO・SG委員会で問題提起
- 2012年6月、製造産業局長から経済発展・貿易大臣に措置の中止を求めるレター発出
- 2013年3月、WTO・物品理事会において問題提起
- 2013年4月、SG協定に基づく協議を要請(EU、ロシア、トルコ、韓国も同様に要請) WTO・SG委員会で問題提起
- 2013年6月、経産副大臣が環境エネルギー大臣に撤回を要請

- 2013年7月、WTO・物品理事会において問題提起
- 2013年8月、外務大臣がウクライナ外務大臣に措置の撤回を要請
- 2013年10月、ウクライナに対してWTO協議要請
- 2014年2月、WTOパネル設置要請
- 2014年3月、WTOパネルの設置
- 2015年6月、日本側の主張を認めるパネル最終報告書が公表
- 2015年9月、ウクライナが本措置を廃止

2015年の取組方針掲載案件のうち、以下の案件は下記の成果があった。

アルゼンチン: 輸入制限措置

成果ポイント

2015年12月末、アルゼンチンが事前輸入宣誓供述制度の廃止を公表するも、同時導入された新ライセンス制度について情報収集すると共に、日本は、米国、EUとともに確実な是正を働きかけていく。

措置の概要

- ◆ 2008年に発生した世界金融危機後に、アルゼンチンは輸入許可制度を導入(400品目(HSベース)を対象)。
- ◆ 2011年2月、対象品目を600品目に拡大。輸入許可発給には、100日以上を要するケースが多くあり、我が国企業の同国への輸出が遅延(自動車、自動車部品、バイク、携帯電話、PC、タイヤ等の輸出に影響)。
- ◆ さらに、輸入事業者に対して、輸出入均衡要求(1ドルの輸入の条件として、1ドルの輸出を求める措置であり明文の法令に基づかない口頭の指導を通じて実施)及び事前輸入宣誓供述制度(輸入事業者に対して輸入手続着手前に輸入品目・数量・金額等の指定事項の申告と事前承認の取得を求める措置)を導入し、輸入を制限。
- ◆ アルゼンチンは2013年1月に輸入許可制度を撤廃したが、その他の措置(輸出入均衡要求及び事前輸入宣誓供述制度)は存続。

上級委及びパネル報告書の概要

■ 輸出入均衡要求について

口頭の指導によって実施されている明文のない措置であるが、政府発表文書や企業の提出した宣誓供述書等の各種証拠資料によれば、輸入の抑制や貿易赤字の削減を目的とするアルゼンチンの政策に基づいて輸出入均衡要求を課すという、組織的・継続的に適用される措置が存在することが認められる。輸出入均衡要求に応じることが輸入の条件となっている点及び明文がなく透明性や予測可能性に欠ける点で、輸入を制限する措置であり、GATT第11条1項に整合しない。

■ 事前輸入宣誓供述制度について

事前承認の取得が輸入の条件となっている点や、事前輸入宣誓供述制度に参加し承認プロセスを停止・遅延しうる行政当局の範囲やその裁量行使基準が不明確である点で、輸入を制限する措置であり、GATT第11条1項に整合しない。

経緯

- 2012年12月、日・米・EUがパネル設置要請。2013年1月、パネル設置。
- 2014年8月、日・米・EUの主張を全面的に認めるパネル最終報告書が公表。
- 2014年9月、アルゼンチンが上訴。10月、日・EUが反上訴。
- 2015年1月、上級委最終報告書が公表され、パネル最終報告書を支持し、アルゼンチンの輸入制限措置(輸出入均衡要求及び事前輸入宣誓供述制度)について、いずれもGATT11条1項(数量制限の一般的廃止)に整合しないとした。
- 2015年12月31日、事前輸入宣誓供述制度を撤廃したとアルゼンチンは公表。しかし、新たな輸入ライセンス制度(SIMI)の導入を同時に発表した。SIMIには非自動ライセンス(1,000品目)が含まれており、事前輸入宣誓供述制度との差違や運用が不明確なことから、引き続き、情報収集すると共に、措置が確実に是正されるよう注視する。

2015年の取組方針掲載案件のうち、以下の案件は下記の成果があった。



中国：レアアース等の輸出制限措置

成果ポイント

2014年8月、日本、米国、EUの主張を全面的に認める内容の上級委最終報告書が公表。輸出数量制限に続き、2015年5月には輸出税も撤廃された。

措置の概要

- ◆ 中国は1999年以降、重要戦略的資源であるレアアース、タングステン、モリブデンにつき、順次輸出数量制限を導入。また、2006年以降、輸出税を賦課(最大25%)。
- ◆ 2010年7月、中国商務部は2010年下半期のレアアース輸出枠を大幅削減。同年9月以降、中国から日本へのレアアース輸出が停滞。

上級委及びパネル報告書の概要

■ 輸出税について

中国の輸出税は、中国加盟議定書11条3項に規定される輸出税の賦課禁止に抵触する。中国は、中国加盟議定書11条3項との関係ではGATT20条(正当化事由)を援用することはできない。仮に援用できたとしても、中国の輸出税はGATT20条(b)項に規定される環境保護のために必要な措置とはいえ、正当化されない。

■ 輸出数量制限について

中国の輸出数量制限はGATT11条1項に規定される数量制限の禁止に抵触する。当該輸出数量制限は、GATT20条(g)項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえ、正当化されない。

■ 貿易権の制限について

中国の最低資本金及び輸出実績要求といった貿易権の制限は、中国加盟議定書5条1項及び作業部会報告書83条、84条に規定される貿易権の制限の禁止に抵触する。当該貿易権の制限は、GATT20条(g)項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえ、正当化されない。

経緯

- 2010年以降、閣僚級等ハイレベルで二国間外交協議を累次にわたり実施。
- 2012年3月、レアアース、タングステン、モリブデンの3品目について、米国・EUとともにWTO協定に基づく協議を要請。
- 2012年6月、米国・EUとパネルの設置を要請、同年7月、パネル設置。
- 2014年3月、パネル最終報告書が公表。2014年4月、中国及び米国が上訴。
- 2014年8月、上級委最終報告書が公表され、日米欧の主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置はGATT及び中国加盟議定書に違反するとした。
- 2014年12月、措置是正に関する履行期限を2015年5月2日とすることで、日米欧と中国が合意。
- 2015年1月、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出数量制限を撤廃。
- 2015年5月、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税を撤廃。

**(1) WTO紛争解決手続の開始も視野に
二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの**



インド:セーフガード措置(熱延鋼板)

取組方針

我が国は、2015年9月の調査開始以降、インドの本件措置に関する動向を注視してきており、意見書の提出、二国間での協議及び公聴会への参加を実施している。調査期間中に提出した意見書においては、本セーフガード措置がWTO協定に違反する可能性を指摘し、本調査において適切な認定が行われるよう要請した。引き続き、WTO協定整合性を確保するよう求めていく。

措置の概要

- ◆ 2015年9月7日、インドセーフガード総局(DGSG)が、熱延鋼板を対象としたSG調査を開始し、同年9月14日に暫定SG税の賦課を開始。2016年3月29日、暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置の発動を決定。
- ◆ 全世界からの輸入に対し、一律20%の追加課税を行っている。日本は、2011年発効の日印CEPAにより基本税率がほぼ0%であったため、2015年9月のSG税賦課時は約20%の税率。
- ◆ 本セーフガード措置は、GATT及びSG協定に不整合の懸念あり。
 - ・「GATT上の義務の効果」としての輸入増加を適切に認定していない(GATT19条1項(a))。
 - ・「事情の予見されなかった発展」としての輸入増加を適切に認定していない(GATT19条1項(a))。
 - ・通報義務の不備があり、手続面でSG協定に整合しない。

対応状況

- 2015年10月、日本国政府より、意見書発出。DGSGと協議し、懸念表明。
- 同年11月、公聴会にて日本政府意見を陳述。
- 2016年2月、経産省がDGSGと協議し、懸念表明。



中国：銀行業IT機器セキュリティ規制の是正

取組方針

本規制の施行は延期され、現在見直し作業中である。引き続き、見直し作業の動きを注視し、関係国・関係事業者と協力し、二国間協議やTBT委員会を含む各種WTO委員会の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

措置の概要

- ◆ 2014年9月3日、中国政府(銀行業監督管理委員会、国家発展改革委員会、科学技術部、工業情報部)は、
 - ①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、
 - ②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することを内容とする「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」(以下「指導的意見」という。)を発出した。
- ◆ 2014年12月26日、指導的意見を受け、銀行等が使用する情報通信技術に関連する製品やサービスに関して、中国国内の知的所有権に基づく製品の使用、中国独自の基準に基づく評価・認証、国境を越えたデータ流通の妨げとなる仕様の導入等を要求することを内容とするガイドラインをごく限られた一部の利害関係者に対してのみ発出した。
- ◆ 2015年2月12日、関連要件において「国別差別」は存在しないとの文言を含む、ガイドラインの補足説明を公表した。
- ◆ 本指導的意見及びガイドラインは、銀行業におけるIT製品に関する強制規格である蓋然性が高いが、TBT通報がなされていないだけでなく、パブリックコメントの手続にも付されていない。また、最も重要なガイドラインは公開されていない。
- ◆ 仮に中国国内の知的所有権に基づく製品の使用や中国独自基準に基づく認証等が義務付けられる場合には、海外製品に対する不利でない待遇の確保(内外無差別の原則)を義務づけるTBT協定第2.1条等に違反するおそれがある。また、これらの義務は、正当な目的(中国における銀行業に必要なセキュリティレベル)の達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT協定第2.2条に違反するおそれもある。

経緯

- 2015年3月3日、情報通信機器業界5団体が連名で、中国政府に対し本制度への懸念を伝達すべく意見書を提出。
- 2015年3月13日、我が国政府からも中国政府に対して、我が国の懸念について申入れを行った。
- 2015年3月以降、TBT委員会において、米国・EU・カナダと共同で本件に対する懸念を表明している。
- 2015年4月、中国政府は本制度ガイドラインの施行を延期。現在見直し作業が行われている。

インドネシア：鉱物資源の輸出規制

取組方針

引き続き、二国間協議やWTOの枠組みを活用して、強く改善・是正を働きかける。資源ナショナリズム的動向は、中長期的には他国に波及することも懸念される。

措置の概要

- ◆ 2008年12月鉱業法の改正(新鉱業法)が国会で可決され、2009年1月に大統領の署名を経て公布された。
 - ①高付加価値化・国内精錬義務
インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で精錬・精製を行うことを義務づけ、2014年1月以降未精錬鉱石の輸出を禁止。
 - ②輸出税・輸出許可制
銅精鉱やスライム(副産物)については、2017年1月まで輸出禁止が延期されたが、その間輸出許可制(製錬所建設のコミットメント等の条件を満たす必要がある)が採られ、かつ銅精鋼に対しては輸出税(最大60%まで逡増)が賦課される。
 - ③国内供給優先義務
生産販売量の一定割合を国内で販売することを義務付け。
- ◆ 新鉱業法に基づく未加工鉱石の輸出制限措置は、GATT第11条1(数量制限の一般的廃止)に違反の可能性がある。

対応状況

- 高付加価値化義務及び未精錬鉱石の輸出禁止について、2011年以降、インドネシア政府に対して、WTO物品理事会、TRIMs委員会等のWTOの各委員会等の場において、米国やEUと連携して継続的に措置の是正を要請。
- 二国間でも、インドネシアの新政権発足(2014年10月)以降も含めて、累次にわたる事務レベルの働きかけに加えて、首脳レベル、閣僚レベル等ハイレベルの働きかけを継続的に実施し、当該規制の再考を要請。

(2) 既にWTO紛争解決手続を開始したもの



韓国：アンチダンピング（空気圧バルブ）

取組方針

WTO紛争解決手続きに基づき二国間協議を要請。今後、当該紛争解決手続きの枠組みの下で、措置撤廃を求めていく。

経緯

- ◆ 2014年2月 韓国貿易委員会が日本製空気圧バルブを対象としたAD調査開始を公告。
- ◆ 2015年1月 同委員会が日本製空気圧バルブに対してAD税賦課の最終決定。
- ◆ 2015年8月 韓国によるAD課税開始（基本関税率8%に加え、日本企業1社は11.66%、それ以外の日本企業は22.77%の追加関税率。課税期間5年。）

国際ルール上の問題点

- 韓国側は、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えていること（AD協定3.1条、3.2条）に関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係（AD協定3.1条、3.2条、3.4条及び3.5条）の認定上の瑕疵がある。
- 重要事実開示（AD協定6.9条）等、調査手続上の瑕疵がある。
- 以上の点において、韓国の本件AD措置は、AD協定に違反する可能性が高い。

対応状況

- 2014年4月及び10月、WTOのAD委員会で日本国政府より適切な調査を要請。
- 2014年10月、韓国調査当局が主催の公聴会にて日本政府意見を陳述。
- 2015年1月、日韓ハイレベル経済協議（外務省次官級出席）で措置の撤廃を求めるとともに、二国間協議要請を検討している旨、韓国側に通告。
- 2016年3月、二国間協議要請。



ブラジル:工業品税等の内外差別的な運用

取組方針

WTO紛争解決手続きに基づきパネル設置要請を実施。今後、当該紛争解決手続きの枠組みの下で、措置の是正・撤廃を求めていく。

措置の概要

- ◆ 2012年10月、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対する工業品税 (IPI) 30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、①燃費基準の達成、②ブラジル国内での製造工程の実施、③国内研究開発等への投資等の要件を満たした場合に、ローカルコンテンツの使用率等に応じた「IPIクレジット」を与え、最大30%の減税を認める自動車政策 (イノバル・アウト) を発表。情報通信機器など幅広い分野においても、ローカルコンテンツ要求に関連付けた税優遇措置の拡大が見られる。
- ◆ 当該一連措置は、税の免除という利益を受ける上で輸入品を不利に扱っており、GATT第3条(内国民待遇義務)に、ローカルコンテンツの利用を奨励している点でGATT第3条及びTRIMs第2条、補助金協定第3.1条(b)号等に抵触する可能性がある。

イノバル・アウトへの認可条件

- ①2017年10月までに所定の燃費基準の達成 (2017年新車燃費を2012年比で12%程度改善)
- ②組み立て、プレスなど国内での一定の自動車製造工程の実施
- ③一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資

等



参加企業に与えられる税制優遇措置

- ①認可企業がブラジル国内で生産する自動車に対して、ローカルコンテンツの使用率に応じた「IPIクレジット」を与え、IPIを最大30%減税。
- ②参加企業が輸入する自動車に対して、年間4800台を上限に、認可企業のローカルコンテンツの使用率等に応じてIPIを最大30%減税。

(注)条件や優遇措置の詳細は、企業の活動状況(①ブラジル国内の製造企業、②輸入販売企業、③投資計画を有する企業)により異なる。

対応状況

- WTO物品理事会、TRIMS委員会等において、米国、EU、豪州とともに懸念表明したほか、2012年5月及び11月、経済産業大臣より、ブラジル開発商工大臣に対し、WTOルール抵触の可能性を指摘。また、日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会等において、我が国より継続的に懸念を表明(2012年11月、2013年10月、2014年9月)。
- 2015年7月2日、我が国はブラジルに対し協議要請を行い、9月15・16日に協議を実施。
- 2015年9月17日、協議結果を踏まえ、本件についてWTOに対し、パネル設置要請を実施。同月、パネルが設置された。

※ 2014年10月、EUがブラジルに対し、パネル設置を要請し、同年12月、パネル設置(我が国は、第三国参加)。日本のパネル設置要請により、先行するEUのパネル審理と我が国のパネル審理の手続きは統合された。

(3) WTO勧告の早期履行を求めていくもの

中国：日本製高性能ステンレス継目無鋼管へのAD措置（再掲）

取組方針

2015年10月、我が国の主張を全面的に認め、中国の措置のWTO協定違反を認める上級委報告書が公表。今後、中国に対し速やかな措置の是正を求めていく。

措置の概要

- ◆ 2012年11月8日、中国商務部は、日本及びEU製の高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチダンピング（AD）調査について、AD課税を行う最終決定を公告（今後、5年間AD税を賦課）。
- ◆ 本件AD措置は、日本の輸出製品のほとんど全ては、石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼で、中国国内にほとんど競合品は存在せず、中国産業への損害はないにもかかわらず損害を認定するなど**損害・因果関係の認定に誤りがあるほか、情報開示が不十分**など調査手続に瑕疵があるため、WTO・AD協定に違反。

上級委の判断

■ 損害及び因果関係について

- ・ダンピング輸出による中国国内産業への損害・因果関係の認定に際し、日本からの輸出品と国内産品とでは性能・グレード・用途に違いがあるにもかかわらず、そうした差異を適切に考慮していない点等でAD協定3.5条に整合しないとのパネルの判断を支持。
- ・ダンピング輸出によって生じる中国の国内価格への影響（AD協定3.2条）、中国国内産業の状態への影響（同3.4条）の検討に際しても、上記性能・グレード・用途の差異を考慮する必要があるところ、中国はこれらの検討を怠った点でAD協定3.2条及び3.4条に違反。

■ 手続面について

- ・本件措置は、秘密情報の取扱いに不備があり、アンチダンピング協定に整合しないとのパネルの判断を支持（中国の上訴を排斥）。

経緯

- 2011年 9月 8日：中国商務部がAD調査開始を公告。
- 2012年11月 8日：商務部が最終決定を公告。
12月20日：日本政府から中国政府に対し、WTO二国間協議の実施を要請。
- 2013年 1月31日～2月1日：二国間協議を実施（東京）（EUは、第三国参加）。
4月11日：日本はWTOに対しパネル設置を要請。5月パネル設置。
8月16日：EUがパネル設置要請し、同月パネル設置。その後、日本の手続と統合された。
- 2015年 2月13日：損害・因果関係認定（AD協定3.5条）や手続に関し、中国の違反を認めるパネル報告書が加盟国へ配布。
- 2015年 5月20日：日本は、損害・因果関係認定に関するパネルの判断の確認を求めるとともに、同様の論点について中国による追加的な違反（AD協定3.2条及び3.4条）の認定を求め、上訴。中国も、協定違反とされた点について上訴。
- 2015年 10月14日：日本の主張を全面的に認める上級委報告書が加盟国配布。



アルゼンチン:輸入制限措置(再掲)

取組方針

2015年12月末、アルゼンチンが事前輸入宣誓供述制度の廃止を公表するも、同時導入された新ライセンス制度について情報収集すると共に、日本は、米国、EUとともに確実な是正を働きかけていく。

措置の概要

- ◆ 2008年に発生した世界金融危機後に、アルゼンチンは輸入許可制度を導入(400品目(HSベース)を対象)。
- ◆ 2011年2月、対象品目を600品目に拡大。輸入許可発給には、100日以上を要するケースが多くあり、我が国企業の同国への輸出が遅延(自動車、自動車部品、バイク、携帯電話、PC、タイヤ等の輸出に影響)。
- ◆ さらに、輸入事業者に対して、輸出入均衡要求(1ドルの輸入の条件として、1ドルの輸出を求める措置であり明文の法令に基づかない口頭の指導を通じて実施)及び事前輸入宣誓供述制度(輸入事業者に対して輸入手続着手前に輸入品目・数量・金額等の指定事項の申告と事前承認の取得を求める措置)を導入し、輸入を制限。
- ◆ アルゼンチンは2013年1月に輸入許可制度を撤廃したが、その他の措置(輸出入均衡要求及び事前輸入宣誓供述制度)は存続。

上級委及びパネル報告書の概要

■ 輸出入均衡要求について

口頭の指導によって実施されている明文のない措置であるが、政府発表文書や企業の提出した宣誓供述書等の各種証拠資料によれば、輸入の抑制や貿易赤字の削減を目的とするアルゼンチンの政策に基づいて輸出入均衡要求を課すという、組織的・継続的に適用される措置が存在することが認められる。輸出入均衡要求に応じることが輸入の条件となっている点及び明文がなく透明性や予測可能性に欠ける点で、輸入を制限する措置であり、GATT第11条1項に整合しない。

■ 事前輸入宣誓供述制度について

事前承認の取得が輸入の条件となっている点や、事前輸入宣誓供述制度に参加し承認プロセスを停止・遅延しうる行政当局の範囲やその裁量行使基準が不明確である点で、輸入を制限する措置であり、GATT第11条1項に整合しない。

経緯

- 2012年12月、日・米・EUがパネル設置要請。2013年1月、パネル設置。
- 2014年8月、日・米・EUの主張を全面的に認めるパネル最終報告書が公表。
- 2014年9月、アルゼンチンが上訴。10月、日・EUが反上訴。
- 2015年1月、上級委最終報告書が公表され、パネル最終報告書を支持し、アルゼンチンの輸入制限措置(輸出入均衡要求及び事前輸入宣誓供述制度)について、いずれもGATT11条1項(数量制限の一般的廃止)に整合しないとした。
- 2015年12月31日、事前輸入宣誓供述制度を撤廃したとアルゼンチンは公表。しかし、新たな輸入ライセンス制度(SIMI)の導入を同時に発表した。SIMIには非自動ライセンス(1,000品目)が含まれており、事前輸入宣誓供述制度との差違や運用が不明確なことから、引き続き、情報収集すると共に、措置が確実に是正されるよう注視する。



米国：ゼロイング

取組方針

- ▶ 2012年2月、日米間で覚書に合意し、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2014年3月、米国は、日本製ボール・ベアリングに対するアンチ・ダンピング(AD)課税を廃止。引き続き、ゼロイングの確実な廃止を求めていく。

措置の概要

- ◆ 米国は、輸出者毎のダンピング率(ダンピング・マージン)を算出する際に、全ての輸出取引ではなく、正常価格(国内販売価格)を下回る価格での輸出取引のみを考慮し、その余の輸出取引を無視する「ゼロイング」と呼ばれる恣意的な計算方法により、外国企業について高率のダンピング・マージンを認定し、これに基づきAD税を課税。
- ◆ 日本のベアリング業界は、1989年よりゼロイングに基づく不当なAD税が課せられていた。これにより、年間対米輸出約116億円について、AD税を年間10億円過剰支払い。

経緯

1. これまでの経緯

- 2004年11月、米国に対してWTO協議要請
- 2007年1月、上級委員会はゼロイングがWTO協定違反であると認定し、米国に対しゼロイング廃止を勧告
- 2009年8月、上級委員会は、米国がWTO勧告の履行期限後も勧告を履行していないと決定
- 2012年2月、日米間で紛争解決に向けた覚書に合意。米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正

2. 今後の課題

米国は、近年、AD協定第2.4.2条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング(特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出)の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングの使用を再開。ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化されるおそれがある。既に韓国及び中国が自国製品に対するAD措置をWTO紛争解決手続に付託している(米国-韓国製大型住居用洗濯機AD(DS464)及び米国-中国製品AD(DS471))。我が国はこれらの事案に第三国参加し、米国によるゼロイングの使用は協定違反と主張。韓国事案(DS464)のパネルは我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを協定違反と認定。引き続き、中国事案(DS471)を含めWTO紛争解決手続を通じてゼロイングの確実な廃止に取り組む。

2016年版不公正貿易報告書 新規特集記事

新規特集記事①:WTO紛争解決手続における履行確保の実態・原因分析

- WTO紛争解決手続において、協定に不整合な措置を是正すべき旨の勧告は、約9割の高い履行率を誇る。
- 勧告は強制執行できず、また、履行しないインセンティブがあるケースも一定程度ありうる(※)にもかかわらず、多くのケースで勧告が自発的に履行されている。その原因としては、以下のような要素がありうる。

①制度的担保

対抗措置やDSBによる監視があるため、履行しないと手続的負担が増え、面子が損なわれる。

②立場の相互互換性

履行しなければ、将来申立国になった場合に相手方に勧告を履行しない口実を与えるリスクがある。(今後申立国になる可能性が高い国ほど現実的なリスクとなる)

③パネル・上級委員会の判断の説得力・信頼性

精緻な先例の蓄積等により、パネル・上級委員会が高い説得力・信頼性を獲得している。

④WTO協定が遵守されることによる加盟国の「共通利益」

WTOルールを各国が遵守すること、すなわち、自由貿易秩序の安定・維持によって、各加盟国がwin-winの関係になる。

(※)是正に議会の関与が必要である等、国内手続の負担が重い場合や、環境保護・消費者保護等、規制裁量を広く認めるべきであるという議論を惹起し易い規制目的に基づく措置である場合等

新規特集記事②: アンチダンピング調査における製品間の競争・代替関係の考慮 —WTO紛争解決手続を通じた損害分析の規律強化—

①AD措置を発動するための要件

- 輸入国の当局がAD措置を発動するためには、ダンピングされた製品の流入により国内産業に損害が生じたことを、証拠に基づいて分析・認定しなければならない。

②損害調査における競争・代替関係の考慮の必要性

- しかし、近年急増している新興国によるAD調査では、我が国等先進国から輸出している高付加価値の製品と、新興国で生産している普及品との間で価格、用途、顧客等に違いがあり、十分な競争・代替関係がないにもかかわらず、安易に我が国等からの輸入により国内産業に損害が生じたと認定され、高額の追加関税が課される例が見られる。AD調査において競争・代替関係の考慮を担保する規律の強化が重要。

③先例形成を通じた我が国の規律強化の取り組み

- このような杜撰な認定に基づくAD措置を抑止するため、我が国は、WTO紛争解決手続による先例形成を通じた規律強化に取り組んでいる。特に、2015年10月に公表された、中国による日本産ステンレス鋼管に対するAD措置に関する上級委員会報告書は、我が国の主張を全面的に認め、損害分析において、輸入品と国産品のモデル構成の違い(市場での競争・代替関係の有無・程度)を考慮すべきことを明確にした。

新興国政府による重点産業への産業支援措置が、過剰設備問題の一因となっているとの認識から、新興国の産業支援措置との関係で問題となりうる補助金協定の規定や関連判例を取り上げて検討する。

①補助金規律の現状と課題

- ・国有企業が補助金協定の対象に含まれるか否かには統一的な見解がないが、政府から援助を受けているとの指摘もある国有企業が、規律の対象外でよいのか疑問の余地がある。
- ・贈与・低利融資以外の非典型的な補助金も、補助金協定の対象となり得ることに留意すべき。

②OECD輸出信用アレンジメントとの関係

補助金協定上、OECD輸出信用アレンジメントに合致する輸出信用は許容されており、先進国は同規定に従っているが、新興国の一部は同規定よりも緩和された条件で輸出信用を供与している可能性があり、協定違反の疑義がある。引き続き同アレンジメントへの参加を促すことが重要。

③イエロー補助金の規律における補助金政策の目的の位置づけ

イエロー補助金の規律は、補助金の目的を考慮に入れると明示していないが、政策目的が正当であって、その手段として合理的な補助金については、補助金規律上許容されるべきとの立場・法解釈がありうるのではないか。

④補助金の透明性に関する規律と提言

WTO加盟国には一部補助金の通報義務が課されているが、履行状況はばらつきがある。新興国は、国内向けにも補助金の内容や補助金額について公開していない場合もあるが、情報公開・制度評価を促すことが、当該国の財政にも世界経済にも資するのではないか。